

令和4年第5回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年5月9日（月） 開会 午後1時30分
閉会 午後3時00分

2. 場 所 東区役所3階 第4・5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 18名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐——潔（欠席）
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	梶山 正治
7	伊藤 信彦	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	沼田 聖	12	沖田 光春
13	河野 信義	14	谷口 憲	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員

3番 己斐 潔

6. 議事録署名者

7番 伊藤 信彦 8番 岩重 隆弘

7. 職務のため出席した事務局職員

事務局長 大畦 裕之 事務局次長 小路 和典
主幹(事)主任 平木 周二 主 事 西村 昌敏
主 事 山崎 智晴

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について

- (5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
- (6) 広島農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 農地転用届出撤回の専決処理について

・農政に係る審議事項

- (1) 令和4年度農業委員会活動計画（案）について
- (2) 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- (3) 令和4年度最適化活動の目標の設定等について
- (4) 令和4年度利用状況調査の実施計画（案）について
- (5) 令和5年度広島市農政に関する意見書について

・その他

- (1) 農業委員会だよりの取材依頼（令和4年夏号）について
- (2) 有害獣の防除用設備の補助制度等について
- (3) 水田活用の直接支払交付金について
- (4) 担い手育成研修生について
- (5) 農業委員・推進委員による農業体験学習について
- (6) 中山間地域お宝掘り起こし事業について
- (7) 令和4年度第1回地区協議会について
- (8) 令和4年度農地利用最適化推進委員の総会出席予定について
- (9) 令和4年5月の現地調査日程について
- (10) 令和4年度もりメイト育成講座について

議 事

議 長（福島会長）

それでは、令和４年第５回広島市農業委員会総会を開会します。

本日の欠席者は、己斐委員です。出席者が過半数に達しておりますので総会は成立いたします。

まず、議事録署名者を指名いたします。

７番、伊藤委員、８番、岩重委員、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について４件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

事務局の山崎と申します。今回から総会を担当することとなりましたのでよろしくお願いいたします。

議案第１号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第３条の許可申請４件について説明します。議案の３ページから４ページをご覧ください。

１番、２番、４番は、経営規模拡大のため、申請地を取得するものです。４番は、議案第３号の２番との併用申請です。本件の２７４．３㎡と、転用の１４６．７㎡を併せて登記地積４２１㎡の許可を得て所有権移転をするものです。

３番は、弟が代表である特定非営利活動法人が新規に就農するため、譲渡人である姉の農地を解除条件付きで使用貸借するものです。キュウリ、ブロッコリー、トマト、キャベツ、ナスを栽培する旨の営農計画書が添付されています。

申請地は、農地法第３条第２項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。これらの案件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第１号の説明を終わります。

議 長（福島会長）

説明が終わりましたので、担当委員の意見を伺います。

１番、梶山委員。

梶山委員

６番の梶山です。４月２０日に事務局と伊藤委員が現地調査をされまして、私は２１日に現地調査いたしました。譲受人は大学の事務職で勤務しておりましたが、退職になりました。近隣の譲渡人の土地が不要になるということで、今から譲受人の方が耕作するということです。今までも若干の水稻はしていましたが、今後は本気でやると聞いております。

議 長

2 番、佐藤委員。

佐藤委員

10 番の佐藤です。4 月 19 日に下谷委員と事務局と現地を確認しました。この土地は、不在地主の方の土地を、譲受人が耕作されるということです。山際の、放置するとすぐに山になりそうな土地が、耕作放棄されずに耕作されるということで、非常に良いことだと思います。問題はありません。

議 長

3 番、沖田委員。

沖田委員

12 番の沖田です。4 月 19 日に事務局と調査しました。非常にきれいにしてありました。大丈夫です。

議 長

4 番、河野信義委員。

河野信義委員

13 番の河野です。

この4 番の案件につきましては、4 月 19 日に谷口委員と事務局で現地の調査をし、私は次の日に現地を調査しております。

申請地は、国道〇〇号線沿いにあります〇〇団地の入口のすぐ下に隣接した土地で、その申請地のすぐそばに住んでいる譲受人が取得するということで、異議はございません。

議 長

ありがとうございます。

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、4件を許可することに決定します。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について1件を上程します。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（山崎主事）

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の1件について説明します。議案の5ページをご覧ください。

1番は、雑種地への転用事案で、寺院参拝者が敷地内の空地や通路端に駐車して参拝されている現況であったため、新たに申請地を寺院参拝者用駐車場として整備しようとするものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

1番の案件は本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

それでは、担当委員のご意見をお伺いします。

1番、岩重委員。

岩重委員

8番の岩重です。1番の案件は、4月19日に事務局職員2名と現地を確認しました。現地は草刈りを行い、管理されている休耕地で、周辺農地も耕作はされておらず、休耕地でした。転用後も申請人が管理をし、参拝者用の駐車場として使うということで、周辺農地への影響も無いと思いますので、転用は問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、1件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、5件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の5件について、説明いたします。

説明の前に資料修正がございます。議事日程の「審議事項件数調」なんですが、5条許可について、「中区に2件、448.70㎡」と記載されていますが、これが誤りで、正しくは「安佐北区に2件、448.70㎡」でございます。失礼いたしました。

それでは議案の説明に戻ります。議案の6ページをご覧ください。

1番、4番は雑種地への転用事案で、建築・土木の設計・施行・請負業を営む譲受人が、申請地を譲り受け又は借り受けて、資材置場及び駐車場として利用するものです。

2番は、議案第1号、議案番号4番との併用申請で、既設の農業用倉庫を譲り受けるものです。2a未満の許可を要しない農業用施設として転用されたもので、既転用の案件ですが、始末書の添付は求めておりません。

3番、5番は市街化調整区域の宅地への転用事案です。3番は農家住宅で、建ぺい率22%以下の扇形の申請地ですが、全面を有効に利用することを配置図で確認しました。5番は分家住宅で、建ぺい率22%以上であること等の要件を満たしています。

1番、2番及び4番の3件の案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

3番、5番は市街化調整区域であるため、3番は協議誓約書を確認後に、5番は宅地造成等規制法の許可を要する案件であるため、本法を所管する宅地開発指導課との同時許可となります。

以上で説明を終わります。

議 長

議案第3号について、担当委員の意見を伺います。

1番、沖田委員。

沖田委員

12番沖田です。4月19日に事務局と現地調査を行いました。進入路が狭く感じましたが、資材を搬入するには問題はないとのことで、異議はありません。

議 長

2 番、河野信義委員。

河野信義委員

1 3 番河野です。先程、私が説明しました 1 号議案の 4 番と関連しております。その申請地の一部に倉庫が建っており、それを譲り受けるということで、問題はございません。

議 長

3 番、4 番、奥田委員。

奥田委員

1 8 番奥田です。4 月 2 0 日に、事務局の方 2 名と現地調査をいたしました。
3 番は農家住宅で、農業後継者ということで問題はないと思います。
4 番も、周辺農地への影響は無く、問題はないと思います。

議 長

5 番、児玉委員。

児玉委員

1 9 番の児玉です。去る 4 月 2 0 日、事務局職員 2 名と現地調査しました。市街化調整区域内の分家住宅ですが、この度宅地開発指導課の開発許可が見込まれるということなので、今回調査に行きました。周りの農地には問題はないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1 番、2 番及び 4 番の 3 件を許可することに決定いたします。3 番は協議誓約書を確認後、5 番は宅地造成等規制法の許可に合わせ、農業委員会会長名で許可することにいたします。

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について1件を上程します。説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第4号、農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について説明いたします。議案の7ページをご覧ください。

本案件は、倉庫及び事務所への転用目的で、平成30年6月6日付けで農地法第5条の許可を受け、取得したものです。

申請人は、取得後に平成30年11月1日から着工する予定でしたが、当該建物請負工事契約が遅れたため、令和2年4月30日まで、履行延期の承認申請があり、令和元年の第4回総会で承認しました。

その後、正面道路から進入するためには県有地及び里道を介する必要性があり、当該土地を払い下げ後に着工することとしたため、再度、令和4年3月31日までを期限とする履行延期の承認申請があり、令和3年第4回総会で承認しました。

今回は、申請地に隣接する休耕地を買い取り、一体利用をする計画を立てており、隣接地の地主と交渉中であることから、交渉する期間についての履行延期承認申請があったものです。売買が成立する見込みとなった時には、隣接地の農地転用許可申請と、申請地の事業計画変更承認申請が提出される見込みです。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

担当の己斐委員は欠席ですが、意見は事務局に伝えているとのことで、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

3番己斐です。1番は、令和2年3月17日に事務局職員2名で現地調査を行い、令和4年4月19日、事務局職員とで改めて現地の確認を行いました。申請地の所有権は移転済みとなっております。この度の履行延期につきまして、本件北側の隣接土地1,206㎡を事業計画に加えることによる、再度の履行延期の申請です。異議はありません。

議 長

それでは、その他のご意見等ございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようですが、承認することに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を承認することに決定いたします。

続きまして、議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について3件を上程します。説明をお願いいたします。

事務局（山崎主事）

議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について説明します。

この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則20年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。

農業委員会としましては、

- ① 被相続人が農業を営んでいたか
- ② 相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか
- ③ 申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているかなどを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の8ページをご覧ください。今回、3件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりでございます。この申請につきましては、先ほど申し上げました①～③の要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受ける農地に該当します。

以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

1番、鍛冶山正照委員。

鍛冶山委員

2番の鍛冶山です。去る4月18日、事務局職員3名と一緒に現地を確認いたしました。現地はビワの木があり、袋もかけてあり、しっかり管理されていたので問題はございません。

議 長

2番は私の担当なので説明します。4月15日に事務局3名と、この日は非農地証明がありましたので、溝口委員も現地の調査をしていただきました。その調査の結果、適正に管理されていたので問題ないと思います。

議 長

3番、沖田委員。

沖田委員

12番の沖田です。4月19日に事務局職員と現地調査を行いました。現地は果樹園でキウイフルーツが植えてあり、しっかり管理されておりました。

議長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議長

意見がないようですが、適格者として証明することに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議長

異議がないので、適格者として証明することに決定します。

続きまして、議案第6号、広島農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について24件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第6号、広島農業振興地域整備計画の変更に係る意見の聴取について説明いたします。

本件につきましては、議案の9ページの説明にありますように、広島市が当初に計画していた農業振興地域整備計画を変更しようとする場合は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、広島市長は農業委員会に意見を聴くこととなっており、この度、意見の照会があったものです。変更内容は、議案に記載しているとおりです。

今回、ご審議いただくのは、令和4年2月末までに土地利用計画変更申出書が提出されたものです。農地法第5条許可申請予定の案件が16件、非農地証明に係る案件が1件、携帯電話基地局設置に係る案件が5件、合計22件、36筆を農用地区域から除外しようとするものです。

なお、非農地証明に係る案件については、令和4年第4回総会でご説明いたしましたとおり、農用地区域内であっても、非農地証明の対象とする事務処理要領の変更によるもので、今回の1件は、令和4年2月末までに非農地証明を行ったものです。

また、農用地区域へ編入するものは、小規模農地整備事業の実施予定に伴うもの1件、1筆です。

その他、過去に佐伯区湯来地区で地籍調査を行った成果による分合筆及び地目変更等に伴い、19ページから24ページの別紙5のとおり農用地区域から除外又は同区域に編入を行おうとするものがあります。今回は大字葛原字北大野原について行いますが、同地区の他の地域についても、順次行う予定と農政課から伺っております。

農用地区域から除外する案件のうち、農地法第5条の許可申請予定となる案件の詳細は、議案の25ページから27ページ、農業振興地域整備計画の変更に係る意見の聴取に伴う参考資料のとおりです。

審議事項の案件ごとに、議案の表の右端の理由欄に関連する番号を「別紙農地法第5条許可申請予定の○番」と記載しております。

農地法第5条の許可申請予定の案件については、いずれも担当委員と事務局職員が現地調査を行っています。

この度の農業振興地域整備計画の変更につきまして、広島市は、農業委員会の意見聴取の後、広島県との事前協議、広島市農業振興対策審議会への諮問等を経て、今年6月下旬に農振法第11条に基づく公告が行われる予定であり、農地転用許可申請は、この公告後に受付けることとなっております。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、議案の25ページから27ページ「農業振興地域整備計画の変更に係る意見の聴取に伴う参考資料」の「1. 農地法第5条申請予定のもの」の1番から順次、担当委員のご意見をお伺いします。

1番から4番、伊藤委員。

伊藤委員

7番の伊藤です。1番は、昨年5月21日に、2番、3番、4番は、本年3月18日に、それぞれ事務局職員の方と一緒に現地の調査を行いました。いずれも転用されることについて問題はないと思います。

議 長

5番から6番、谷口委員。

谷口委員

14番の谷口です。3月17日に、事務局職員とで現地調査を行っております。

5番の案件は、長年休耕状態が続いており、遠方地からの管理が難しいということで、太陽光パネルを設置することになりました。周囲も耕作されておらず、問題はないと思います。

6番の案件につきましては、同じく3月17日に、事務局職員と現地調査を行っておりますが、昨年10月に許可していただいた同所641番の隣接地であり、太陽光パネルを設置した時に、ちょっと幅が狭くて管理が難しいということで、隣接地に太陽光パネルを移設するものです。当地は耕作されておらず、周囲への影響も無いと思われるので、問題はないと思います。

議 長

7 番、河野信義委員。

河野信義委員

13 番河野です。この案件は、令和4年1月18日に、事務局職員と現地を調査しております。申請地は、三反近くあり、草は年に1回、刈っています。地元の方ですが、親は亡くなられて、子どもさんが管理しています。近所の方も、駐車場になったら草が生えないので喜んでいます。周りに影響はなく問題ありません。

議 長

8 番、岩重委員。

岩重委員

8 番の岩重です。8 番の案件は、3 月 17 日に事務局職員と現地確認しました。現地は管理されている休耕地でした。申請地の周囲には既に太陽光パネルが設置されていて、申請地も太陽光パネルの設置を予定されています。周囲の農地への影響はないと思いますので問題はないと思います。

議 長

9 番、下谷委員。

下谷委員

9 番の下谷です。9 番の案件について、令和4年3月17日、事務局職員2名と現地調査をしました。周辺農地への影響も無いと思われ、問題ないと思います。

議 長

10 番から13 番、山縣委員。

山縣委員

16 番の山縣です。10 番から13 番まで、本年3月16日に、私と事務局職員2名で現地調査しました。

10 番は休耕地となっており、譲受人が、老人ホームの職員及び来客用の駐車場として使用するため賃借権を設定するものです。周辺農地等に支障はないと認めます。

11 番は、農地として管理されており、譲受人が太陽光発電設備を設置するため、所有権移転するものです。周辺農地等に支障はないと認めます。

12 番は、農地として譲渡人が管理しております。

13 番は、雑種地となっており、譲渡人が管理しております。

12番及び13番は、同じ譲受人へ工場用地として所有権を移転し、一体的に利用するものです。申請地の隣は既に工場用地となっており、周辺農地にも支障はないと認めます。

議 長

14番、児玉委員。

児玉委員

19番の児玉です。去る3月18日に事務局職員2名と現地確認しました。譲受人の庭を少し広げるということで、隣地の譲渡人の農地を一部所有権移転するもので、問題ないと思います。

議 長

15番、16番、吉田委員。

吉田委員

17番の吉田です。15番の案件は昨年、令和3年10月20日、事務局2名の事前調査があり、その後、私が説明を受け現地を確認いたしました。申請面積が89㎡でございまして、会社への進入路であり、転用に異議はありません。

16番は、令和4年3月18日事務局2名と現地調査しました。申請地は傾斜の激しい地形の集落で、狭小変形地である為、耕作は困難ということから、このたび農機具置場及び駐車場として活用ということで異議はございません。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、「意見なし」と、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案第6号の24件を「意見なし」と、市長に回答することに決定いたします。

以上で農地に係る審議事項を終了いたします。

続いて農地に係る報告事項に入ります。

報告第1号から第5号の専決処理について、112件を一括して報告します。
事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

報告第1号から第5号までの専決処理について説明します。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出、28ページから32ページの34件、及び報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出、33ページから41ページの50件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理を致しました。

報告第3号、非農地証明申請、42ページの5件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出、43ページから44ページの21件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、農地転用届出撤回の専決処理、45ページの2件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

以上で説明を終わります。

議 長

説明のあった報告第1号から第5号について、何かご質問等ございますか。

（委員：質問なし）

議 長

質問がないので、報告事項を終了いたします。

続きまして、議事日程5、農政に係る審議事項の議題に入ります。

はじめに、令和4年度農業委員会活動計画（案）について説明をお願いします。

事務局（平木主幹）

令和4年度農業委員会活動計画について説明します。配付しております資料の7ページ、資料2をご覧ください。

これまで、研修会や地区協議会において意見交換を行ってきた結果、「担い手研修修了者や既存農家を中心としたこれまでの農地利用に加え、農地の状況に応じて、農外からの多様な担い手の受け入れを大幅に増やしていく必要があるのではないか」という意見がございました。それを踏まえて、昨年度、活動計画の文言の修正等を行っておりますので、今年度は、内容の見直しは行わず、昨年度と同様の活動計画にしたいと思います。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

それでは、令和４年度農業委員会活動計画（案）については、この内容としてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、原案どおり決定させていただきます。

続いて、令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について及び令和４年度最適化活動の目標の設定等について、事務局に説明をお願いします。

事務局（平木主幹）

総会の配付資料８ページの資料３をご覧ください。農業委員会の審議の透明化や活動の周知を目的にホームページ等で公表する、前年度の活動の点検・評価及び今年度の最適化活動の目標の案を取りまとめましたので、その概要を説明致します。ポイントのみを説明いたしますので、詳細につきましては、適宜資料をご覧くださいますようお願い致します。

まず、資料８ページの「令和３年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価案」です。

９ページの「担い手への農地の利用集積・集約化」につきましては、２のとおり、集積目標が、２３０haのところ、実績が２３１.５ha、うち新規は４.４haとなっており、活力生へのあっせん等により、目標を達成しております。

次に１０ページの「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」については、２のとおり、参入目標１７経営体のところ、実績は２５経営体であり、活力生やスローライフ生の新規就農により、目標を達成しております。

次に１２ページの「遊休農地に関する措置」については、２のとおり、現状維持を目指す、目標の解消面積０haのところ、実績は６.７haで、目標を達成しております。

続いて１４ページに「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」として、農地法３条、４条、５条の処理件数と処理期間を記載しております。

続きまして、１８ページ、資料４の「令和４年度最適化活動の目標の設定等」について説明を致します。従来は「目標及びその達成に向けた活動計画」でしたが、大幅に変更され、令和４年度より最適化活動の目標を設定し、達成状況を点検・評価し公表することになりました。

最適化活動の目標は「成果目標」及び「活動目標」とし、「成果目標」は①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進で、農業委員会全体及び農業委員、推進委員の担当区域ごとに設定をしております。

「活動目標」は農業委員、推進委員の活動日数の目標を定め、また、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進については3か月以上の活動強化月間を定めることになっております。

それでは、最適化活動の成果目標について説明を致します。まず、19ページ、農地の集積についてですが、広島県から令和12年度を目標に広島市に集積率29.3パーセント、523ヘクタールの配分があり、単年度にしますと毎年58ヘクタールを集積するという、非常に厳しい数字となっています。ちなみに、広島市では、毎年約5～6ヘクタールが農地集積の実績となっております。

続きまして20ページ「新規参入の促進」についてですが、過去3年間の権利移動面積の平均が59.6ヘクタールで、その1割以上を目標とするということになっておりますので、6ヘクタールを新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積の目標とします。

今、説明しました数字が農業委員会全体の目標で、それをそれぞれ農業委員、推進委員に割り振ったものが21ページと22ページになります。新規集積面積、新規参入貸付等同意面積は、全体の目標面積を担当地区ごとの農地面積により案分し機械的に割り振っております。

遊休農地につきましては、遊休農地の発生があった地区の推進委員に目標面積を割り振っております。活動日数については月に10日を目標としております。

農地の集積につきましては、目標の達成が厳しい目標面積の設定ではありますが、何卒ご理解・ご協力をお願い致します。

なお、この点検・評価及び目標の設定等につきましては、ホームページ上で公開するとともに、県を通して国に提出することとしております。

以上で、説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がございましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について及び令和4年度最適化活動の目標の設定等については、出来るだけ頑張っていきたいと思いますので、この内容としてよいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、原案どおり決定させていただきます。

続いて、令和4年度農地利用状況調査の実施計画（案）について、説明をお願いします。

事務局（平木主幹）

23ページの資料5をご覧ください。

今年度の農地利用状況調査の実施計画（案）です。昨年度と変更はございません。1は実施概要です。実施方針として管内全農地を調査することとしております。調査時期は、5月から8月15日までとしております。

農業委員の方は、推進委員の方とともに少なくとも1日は協力して利用状況調査をお願いします。特に、前年、遊休農地と判断した農地の状況につきましては、勧告となる場合がございますので、調査の協力をお願いします。

また、9月に開催予定の地区協議会で、今年度の遊休農地を決定することとしておりますので、事前に推進委員と協議をお願い致します。

次の26ページに、実施計画に記載してある年間の調査スケジュールを一覧にしておりますので、参考にしてください。

続きまして、次の27ページをお開きください。「利用状況調査の実施上の留意事項等」についてです。調査の目的につきましては、先ほどご覧いただきました「実施計画」のとおりですが、その趣旨は、「農地の利用促進のための情報収集」であることを踏まえ、「今後活用を考えるべき農地」をピックアップすることを意識して、取り組んでくんでいただければと思います。例えば、意向調査の対象となる「遊休農地」だけでなく、「保全管理」「耕作中」でも、近い将来荒廃等の恐れがある農地も含めて考えていただければと思います。それを踏まえて、昨年度からの変更事項・追加事項について説明いたします。どれも義務ではございません。任意でのお願いです。

今回の利用状況調査において、「今後活用を考えるべき農地」をピックアップされた場合は、28ページの様式等により、随時又は調査報告時に、事務局へご提出いただきますようお願いいたします。例として、長年保全管理が続いている、水稻を作付中だが、借り手がいれば貸したいという話を聞いている等記載していただけたらと思います。

いただきました情報は、事務局で「農地銀行」の貸付希望情報などとともに整理し、就農希望者への対応等で、活用していきたいと考えております。

様式には、地番、概ねの大きさ等の外、現地を見てお気づきのことを自由にご記入していただけたらと思います。地権者の意向確認は必要ございませんが、聞いておられることがありましたら、その内容も記入していただけたらと思います。

利用状況調査については、一律に1/1500倍で印刷し、お配りしておりますが、図面上の地番や土地の境界が重なり見づらい場合や、拡大希望、公図請求希望等がある委員の方は、29ページにあります「利用状況調査図面の拡大希望について」に基づき、事務局までお申し出ください。

以上で、令和4年度の利用状況調査の実施計画案についての説明を終わります。

議 長

ただいま説明がありましたが、何かご質問等は、ございますか。

(委員：意見、質問なし)

議 長

それでは、利用状況調査の実施計画について、この案のとおりといたします。

続きまして、令和5年度 市農政に関する意見書についての議題に入ります。説明をお願いします。

事務局（平木主幹）

資料6、30ページをご覧ください。令和5年度市農政への提案・意見についてです。

前々回、3月の総会及び3月の地区協議会配付資料で市農政への提案・意見についてお願いしたところですが、これまでに提出のあった意見、提案を取りまとめたものを参考資料として配付しております。資料は、農業委員会の主な職務である「農地利用の最適化の推進」及び「その他」の大項目に分類して一覧としております。

この資料をもとに、5月の各地区協議会で協議・検討を行う予定としております。

また、昨年提出した意見書については、本日関係課より回答がございましたので、それも踏まえまして、追加で具体的な意見・提案を募集したいと思います。ご意見のある委員の方は、33ページの様式にご記入いただきまして、事務局へ提出していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、何か質問、意見等ございますか。

(委員：質問、意見なし)

議 長

それでは、市に対して追加で意見がある委員さんは、お手元に配布されています、様式に記入し、5月20日までに事務局へ提出ください。

続きまして、農業委員会だより、令和4年夏号について説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

農業委員会だより（令和4年夏号）1面記事について、説明します。

配付資料34ページの資料7をご覧ください。農業委員会だよりは、農業委員会の広報誌として年に2回、7月と1月に発行しております。1面の記事については、各地区で順番に委員が取材し、掲載することが決定されています。これは、管内の農家、集落での各種事業の取組みなど、地区の農業委員・推進委員で協議して取材し、40

0～450字程度の文章を作成し事務局に提出していただくというものです。写真については事務局で撮影いたします。

次の発行は令和4年夏号で、担当地区は安佐南区沼田になります。安佐南区沼田の農業委員・推進委員さんで協議の上、取材先等の決定をしていただき、決定しましたら、事務局にご連絡ください。原稿の提出は5月27日（金）までをお願いいたします。これまでの担当地区と記事について列挙していますので、参考としてください。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

（委員：意見なし）

議 長

それでは、安佐南区沼田地区の方は、誰が取材を行うか協議し、事務局へ報告をお願いいたします。

続きまして、議事日程6、その他事項に入ります。説明をお願いいたします。

事務局（山崎主事）

36ページの資料8をご覧ください。有害鳥獣の防除用施設の補助制度についてです。イノシシやシカ、サルなどの有害鳥獣対策で、防除柵等を設置する際に、2分の1以内の補助を行います。補助対象となる資材は下の表のとおりです。補助対象となる資材は、今年の4月から原則来年2月10日に購入したものに限り、予算に限りがありますので、お早目にお申込みください。

続きまして、38ページをご覧ください。令和4年度狩猟免許試験についてです。広島県では、下の10日間の日程で開催予定です。受験を検討されている方がいらっしゃいましたら、受付状況は随時ホームページに掲載していますので、事前にご確認のうえ、お申し込みください。

続きまして、40ページをご覧ください。広島市有害鳥獣駆除従事者育成補助金についてです。こちらは、狩猟免許を取得し、市内の有害鳥獣駆除活動に協力する方について、狩猟免許取得経費の一部の補助を行うものです。狩猟免許取得を目指される方がいらっしゃいましたらご紹介ください。以上で、有害獣の防除用施設の補助制度等についての説明を終わります。

続きまして、42ページの資料9をご覧ください。水田活用の直接支払い交付金についてです。水田において、麦や大豆、飼料作物、野菜等の生産を行う方に補助金を交付しております。対象となる作物や参考価格については、次のページ以降に記載されておりますので、詳しくは資料をご覧ください。

続きまして、46ページの資料10をご覧ください。担い手育成研修生についてです。こちらは、昨年度農林水産振興センターで農業研修を修了して、今年の4月1日から就農した人の名簿です。ひろしま活力農業経営者育成事業24期生3人については、4月1日から、安佐北区白木町、安芸区阿戸町、佐伯区湯来町、それぞれ就農予

定地にて、実地研修に入っております。また、スローライフで夢づくり17期生1名が、安佐北区へ就農されました。農地のあっせんのご協力、ありがとうございました。

次の47ページは、今年の4月からセンターで農業研修を受けている研修生の名簿です。活力の〇〇さんが佐伯区湯来町〇〇へ就農予定です。スローライフについては、今年は6人の受講生がいます。今年度もあっせんのご協力をお願いしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、農業委員・推進委員による農業体験学習について48、49ページをお開きください。こちらは、3月に取りまとめをさせていただいた、令和3年度の農業委員・推進委員の農業体験学習についてです。

昨年はコロナウイルスの影響もございましたが、多くの活動をしていただいております。ご提出いただいた委員の皆様、ありがとうございました。

溝口委員

すみません。私が提出した分が載っていません。

事務局（山崎主事）

確認し、訂正、修正をします。失礼いたしました。

続きまして、中山間地域お宝資源掘り起こし事業について説明します。

50ページ、資料12をご覧ください。こちら、2月の総会でお声がけさせていただいた、中山間地域お宝資源掘り起こし事業について、今年度の補助対象事業が決まりましたのでお知らせするものです。

続きまして、第1回地区協議会開催日程について、52ページ、資料13をご覧ください。今週の水曜日からの地区協議会についてお伝えしたいと思います。資料13のとおり開催いたしますので、お間違えのないようお願いいたします。内容については、資料に記載の項目を予定していますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、53ページ、資料14をご覧ください。今年度の認定農業者・青年等新規就農者の認定計画と、それに関してご出席いただく予定の推進委員の一覧表です。認定農業者の意向等により変更になることがございます。

続きまして、54ページ、資料15をご覧ください。今月の許可案件等の受付締切日は5月13日（金）となっています。現地調査の開始時間、集合場所等については、許可申請の状況を勘案し、13日の夕方（17：15～18：00頃）に電話で調整させていただきます。現地調査日程は、16日（月）の午前は旧市、午後は安芸区、17日（火）の午前は安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区、18日（水）の午前は安佐南区、午後は佐伯区を予定しております。許可申請の状況により、開始時間の調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に、資料16、もりメイト育成講座についてです。配付資料の55ページをご覧ください。農林水産振興センターから、令和4年度もりメイト育成講座の募集チラシが送られてきましたのでご紹介します。この講座は、一年を通じて下刈り、間伐、竹林整備、植林、枝打ち、里山整備の講習を行い、森林ボランティアを育成するものです。研修修了生は、任意の活動や、もりメイト倶楽部 Hiroshima に加入してのグル

ープ活動で、里山の再生や、間伐の実施などの実績があります。お知り合いの方で、元気な方がいらっしゃれば、ご案内をお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

議 長

ありがとうございました。説明が終わりましたので、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：質問、意見なし)

議 長

意見等がございませんので、これで令和4年第5回総会を終了いたします。

次回の総会は、令和4年6月6日（月）午後1時30分から、本日と同じ東区役所3階第4・5会議室で行う予定です。

それでは、鍛冶山会長職務代理者よろしくお願いいたします。

鍛冶山会長職務代理者

大変お疲れ様でございました。

大変熱心な審議本当にお疲れ様でございます。おそらく農繁期にどんどん入っていくと思いますけど、農作業事故もあるということで、本当に気をつけてしっかりやっていただきたいと思います。本日は大変お疲れ様でした。